

同 意 書

上尾市徘徊高齢者等見守りシール交付事業の利用に当たり、次の事項に同意します。

年 月 日

（あて先） 上尾市長

申請者

住所

氏名

- 1 天災等の不可抗力やサービスの機能点検により、事業者の業務が中断し保護情報の提供が行えない場合があること。
- 2 事業の利用により発見された保護対象者の保護を自己責任において行うこと。
- 3 事業の利用に当たり、次の各号に該当するときは、速やかに届出をすること。
 - （1）保護対象者、保護者の情報に変更が生じたとき。
 - （2）事業の利用を終了しようとするとき。
 - （3）保護対象者が市外に転出したとき。
 - （4）保護対象者が死亡したとき。
 - （5）保護対象者の要件に該当しなくなったとき。
- 4 上記届出を速やかに行わないときは、市長は利用の取消を行うことができること。
- 5 見守りシール等の運用・維持管理は、善良な管理者として責任をもって行い、保護対象者の安全確保以外の目的で使用しないこと、また保護対象者以外の者への譲渡、転貸、販売等、不正に使用しないこと。
- 6 見守りシール等の全部又は一部破損、又は滅失したときは、速やかに市役所高齢介護課に連絡し、指示に従うこと。この場合、再交付に必要な実費相当額を負担する場合があること。